

財務省第11入札等監視委員会

令和4年度第1回定例会議議事概要

開催日及び場所	令和4年9月22日(木) 高松国税局 第一会議室	
委員	委員長 藤本 邦人 (アローズ法律事務所 弁護士) 委員 安井 敏晃 (国立大学法人香川大学経済学部 教授) 委員 久保 誉一 (有限責任監査法人トーマツ 公認会計士)	
審議対象期間	令和4年4月1日(金)～令和4年6月30日(木)	
抽出案件	4件	(備考)
競争入札(公共工事)	2件	契約件名: 観音寺税務署 キュービクル更新工事 契約相手方: 三喜工事株式会社(法人番号8470001001612) 契約金額: 5,225,000円 契約締結日: 令和4年5月20日 担当部局: 高松国税局 <hr/> 契約件名: 令和4年度高松市中野町所在国有建物解体撤去工事 契約相手方: バンドーレテック株式会社(法人番号9470001003376) 契約金額: 154,000,000円 契約締結日: 令和4年6月20日 担当部局: 四国財務局
随意契約(公共工事)	—	—
競争入札(物品役務等)	2件	契約件名: 高松国税総合庁舎外23税務署等の清掃等委託業務(第5グループ) 契約相手方: 株式会社ティビィケイ(法人番号1480001001329) 契約金額: 1,955,800円 契約締結日: 令和4年4月1日 担当部局: 高松国税局 <hr/> 契約件名: 令和4年度国有地一般競争入札等新聞広告掲載業務(高知地区) 契約相手方: 株式会社高知広告センター(法人番号2490001000601) 契約金額: 2,816,000円 契約締結日: 令和4年4月13日 担当部局: 四国財務局
随意契約(物品役務等)	—	—
応札(応募)業者数1者関連	1件	契約件名: 高松国税総合庁舎外23税務署等の清掃等委託業務(第5グループ)
委員からの意見・質問、それに対する回答等	次葉以降のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	

意見・質問	回答
<p>【案件1】 「観音寺税務署 キュービクル更新工事」 契約相手方：三喜工事株式会社 契約金額：5,225,000円 契約締結日：令和4年5月20日 担当部局：高松国税局</p> <p>宇和島税務署でも同種の工事があるが、なぜまとめて工事をしないのか。まとめて工事を行うか、又は個々に分けるのかの判断基準はあるか。</p> <p>落札率が低い理由を把握しているか。</p> <p>更新は何年ごとに行うか。耐用年数は何年か。</p> <p>【案件2】 「令和4年度高松市中野町所在国有建物解体撤去工事」 契約相手方：バンドーレテック株式会社 契約金額：154,000,000円 契約締結日：令和4年6月20日 担当部局：四国財務局</p> <p>落札率が低い理由をどう考えているのか。</p>	<p>観音寺税務署と宇和島税務署は約200km離れており、抱き合わせて入札を行った場合、交通費等のコストが増加することが考えられた。</p> <p>また、宇和島税務署は屋内型キュービクルであり、内部機器の交換であるのに対し、観音寺税務署は屋外型で、キュービクルのボックスごとの交換であるという大きな違いがあるため、改修を得意とする会社、新規設置を得意とする会社が請け負うことで、コストの削減につながると考えられたことから、個別に入札を行った。</p> <p>予定価格については、共通仮設費や現場管理費を積み上げて積算している。ただ結果として落札率が低かったのは、部品の供給が安価であったものと想定している。</p> <p>概ね30年を目安に更新を行っている。</p> <p>耐用年数は内部の部品ごとによって異なっており、例えば屋外型の場合、変圧器は15年、ヒューズは10年となっているが、実耐用年数について調べたところ、それより5年ほど長く、保守をきちんと行っていれば機器として30年は使用可能である。</p> <p>当該物件は設置後46年が経過しており、メンテナンスを重ねながら大切に使用してきたが、今回更新するに至った次第である。</p> <p>落札したバンドーレテックから聞いたところによると、同社は解体工事をメインに行っている会社であり、自社所有重機を使用した施工が可能であること及びグループ会社所有の処分場を有していること、長期間の</p>

<p>解体によって発生する廃棄物の処理状況の報告は受けるのか。</p> <p>当該国有財産について売却をしないこととした理由は。</p> <p>民間事業者に貸し付ける可能性もあるのか。</p> <p>財産の活用方針を決めるにあたって行政機関や民間事業者のニーズは調査しているのか。</p> <p>今後の流れの中で貸付けに係る入札を行うのか。</p> <p>応札金額が全体的に低いものとなっているが、予定価格の積算は適正なのか。</p> <p><b>【案件3】</b>  「高松国税総合庁舎外23税務署等の清掃等委託業務（第5グループ）」  契約相手方：株式会社ティビィケイ  契約金額：1,955,800円  契約締結日：令和4年4月1日  担当部局：高松国税局</p> <p>落札率が低い理由を把握しているか。</p>	<p>取引及び信頼関係のある協力会社があることから、他社と比べて低廉な価格で入札ができたとのことである。</p> <p>マニフェストで報告を受けることとしている。</p> <p>将来の行政需要や地域ニーズに対応するため、有用性が高く希少な土地として、国が所有権を留保する財産に選定されており、当面、定期借地権付貸付けにより有効活用を図っていくこととしている。</p> <p>公的な機関からの利用要望がなければ、民間事業者に貸し付ける可能性もある。</p> <p>地方公共団体のほか、民間事業者にマーケットサウンディングを実施している。</p> <p>今後は二段階一般競争入札を実施することとなる。一段階目では提案内容の審査を行い、二段階目で貸付料に係る入札を行うこととなる。</p> <p>予定価格の算定にあたって、当該業務では国土交通省の積算基準等を基に工事数量を算定している。その成果を基にした市場価格調査により単価を決定しており、適正に予定価格の算出を行っている。</p> <p>なお、解体工事を専門としている業者の多くは自社で重機を保有しているほか、処分場を所有している場合が多いため、全体的に応札金額が比較的低廉となったものと考えている。</p> <p>理由は把握していない。</p> <p>なお、予定価格の積算については、業者からの参考見積をベースに算出している。</p> <p>その理由として、地域的な部分で毎年参加者が見込みにくい案件であり、過去に予定価格を積算方式で行ったところ、入札が不調となり、再入札を行ったことがあったため、それ以降は業者から参考見積を徴取して予定価格を算出する方法に変更している。</p>
--	---

予定価格が高いというのではなく、この価格でやれるのかという観点ではどうか。

落札者が事前提出した見積りと入札額に開きがあるが、この点はどうか。

応札者1者であるが、例年同じ業者が落札しているのか。

先日最低賃金に変更されたが、最低賃金が上がった場合、契約を見直すのか。

#### 【案件4】

「令和4年度国有地一般競争入札等新聞広告掲載業務（高知地区）」

契約相手方：株式会社高知広告センター

契約金額：2,816,000円（予定調達総額※単価契約）

契約締結日：令和4年4月13日

担当部局：四国財務局

2者が同額となった理由について把握しているか。

高知新聞社と直接契約することは出来ないのか。代理店を通すのが一般的か。

新聞への広告掲載による効果はあったのか。

契約で求めている内容は十分履行されており、問題ない状況である。

見積りと応札の差の理由については確認していない。

調査という観点で申し上げると、低価格調査があるが、これについては、契約ごとに、予定価格が税込みで1,000万円を超えるもので、本件のような請負契約の場合は、入札額が予定価格の10分の6に満たない場合に調査を行うというルールとなっており、本件はそれに該当しないため、調査は行っていない。

過去5年遡って確認したところ、令和3年度に一度別の業者が落札しているが、その他は今回の契約相手方との契約が続いている。

契約書の「事情変更」に、「本契約の締結後、経済情勢の変動、天変地異、法令の制定又は改廃その他著しい事情の変更により、本契約に定める条件が不適当となったと認められる場合には、協議して契約の全部または一部を変更することができる」と記載されているため、必要であれば協議することも考えられる。

ただ、本件については行っていない。

価額は掲載料と原稿作成料で構成されており、2者の応札額が高知新聞社の定める広告料金表の額と同額であることから、原稿作成料を含めず高知新聞への掲載料のみで応札していることが考えられる。

高知新聞社と代理店契約を締結している先でないと広告掲載は出来ないようになっており、当方が直接契約することはできない。

今年度分については分析できていないが、昨年度までの直近4回の入札における任意アンケート調査では、入札参加者33者のうち情報入手先を新聞広告としているのは8者、約24%となっており、広告による一定の効果はあるものと分析している。